



2023年

3月

中国四国農政局
愛媛県拠点

東予地域における「環」プロジェクト

～多種多様な農業者、学生等との交流会～

愛媛県拠点では、年間を通じて農業者などとの意見交換を行っています。

本年度は東予地域において、意見交換を行った農業者に次の農業者を紹介していただくことで「環」を広げる取組をつないできました。

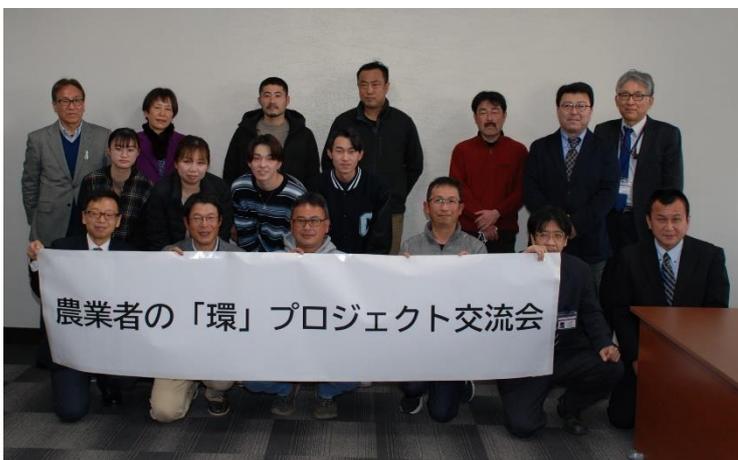
つないでいただく農業者は、米麦、野菜、果樹、畜産などの品目を絞らず、経営規模にもとらわれず、また、ベテラン、新規就農者の区別なく多種多様な農業者です。

今回、本年度意見交換を行った農業者7名とZ世代である今治明德短期大学の学生4名、教職員3名に集まっていたいただき、交流会を開催することができました。



農業者の「環」プロジェクト交流会の様子

交流会では、出席者に「私が農林水産大臣なら」と題して、主張や提案をしていただきました。農業者からは「都市部の消費地へ農産物を送るのは、輸送コストによる地域格差が大きい。輸送費の一部を補填する仕組みがあれば、収入が安定する。」などの発言があり、学生からは「開発によって農地が減少しているのは、食料安全保障上、問題である。農地転用をする際にはその分、耕作放棄地を農地に戻すことを義務付けるなどの対策が必要ではないか。」といった発言がありました。



参加者のみなさん

意見交換の後、学生が丹精する構内の「めいたん・ベジファーム」を見学し、栽培している農産物の説明や土づくりの話などでフリートークも盛り上がりました。

今後も地域の農業者から「環」を広げ、中長期的な観点に立った多様な経営体との意見交換により、幅広い意見を汲み上げつつ、地域の課題解決につなげていきたいと考えています。



発言する今治明德短期大学の学生

インフォメーション

消費税インボイス制度説明会の開催について

消費税インボイス制度説明会

参加
無料

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。制度について令和5年度税制改正の情報等も踏まえてオンラインで説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

【開催日時】

- ・1回目 令和5年3月16日(木曜日) 13時30分～15時00分
 - ・2回目 令和5年3月17日(金曜日) 13時30分～15時00分
- ※各回とも説明内容は同じです。

【開催方法】

オンライン開催(Webex) 各回1,000名
※参加URL及び説明会資料については、開催日前日までにメールでお知らせいたします。

【講師】

広島国税局職員、高松国税局職員及び農林水産省職員

インボイス制度の
支援措置は？

【内容】

- ・適格請求書等保存方式(インボイス制度)の概要説明
- ・質疑応答

事前準備は
何が必要？

【申込方法】

以下の参加申込フォームからお申込みください。
https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/011_230217.html
※定員により受付ができない場合はメール又は、電話にてご連絡いたします。

【申込期限】

- ・1回目、2回目とも 令和5年3月14日(火曜日) 12時00分

問い合わせ先
中国四国農政局
電話：086-224-4511(代表) 企画調整室 担当：新見、柴崎 (内線：2117)

農林水産省
中国四国農政局

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。インボイス制度では、仕入税額の控除のための要件等が現行の制度と変わります。

農業関係者・流通事業者等の方々には制度を十分理解していただき、制度導入に向けての準備や対応を円滑に行っていただけるよう、インボイス制度に関する令和5年度税制改正の情報等も踏まえて説明会を開催します。

【開催日時】

- 1回目 令和5年3月16日(木曜日) 13時30分～15時00分
 - 2回目 令和5年3月17日(金曜日) 13時30分～15時00分
- (各回とも説明内容は同じです。)

【開催方法】

オンライン開催(Webex) 各回1,000名

【申込期限】

令和5年3月14日(火曜日) 12時00分

詳しくはこちらをご覧ください。
(中国四国農政局ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/chushi/press/kikaku/230217.html>

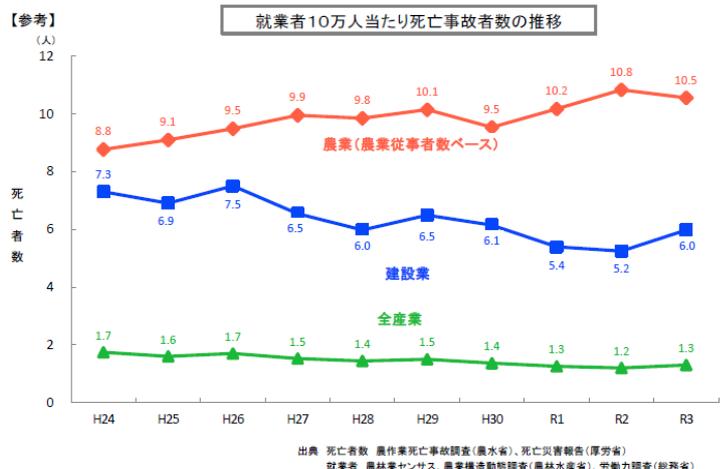
令和3年の農作業死亡事故について

農林水産省は、全国における農作業に伴う死亡事故の発生実態及びその原因等を把握することを目的として、厚生労働省の「人口動態調査」に係る死亡個票等を用いて、令和3年1月1日から12月31日までの1年間の農作業死亡事故について取りまとめました。

令和3年の農作業事故死亡者数は242人となり、前年より28人減少しました。事故区分別では、農業機械作業によるものが171人(農作業死亡事故全体の70.7%)、農業用施設作業によるものが7人(同2.9%)、機械・施設以外の作業によるものが64人(同26.4%)となっています。また、原因別では、「機械の転落・転倒」が84人と「機械事故」の約半数(49.1%)を占めています。就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態です。

詳しくはこちらをご覧ください。(農林水産省ホームページ)

<https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/sizai/230210.html>



◎「News Letter」は、原則奇数月に発行しています。

編集：中国四国農政局 愛媛県拠点

〒790-8519 松山市宮田町188番地 松山地方合同庁舎

TEL (089)932-1177(代)

<農政局HP> <https://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>